

御施主(家主)・発注者のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に 『残置物(不要家財等)』の 処分が必要です。

建築物解体・リフォーム等に伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする一般家屋等に残された残置物(不要家財等)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」となることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められております。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理責任を明確に区分しており、「一般廃棄物」は市町村もしくは市町村から委託又は許可された業者が、「産業廃棄物」は岐阜県又は岐阜市から許可された業者が取り扱うことができます。

※残置物とは…

建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事業所等の解体・リフォームから発生する残置物は廃棄物の性状により、一般廃棄物若しくは産業廃棄物となります。(平成26年2月3日環境省通知)

残置物の処理責任は当該建築物の所有者等にあり、このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要があります。

(平成30年6月22日環境省通知)

残置物(不要家財等)の種類の日安は次の通りです

家電製品類 ※	家具・寝具類	趣味用品・その他粗大ごみ
照明器具・電気スタンド	机・椅子	衣類
携帯電話・スマートフォン	テーブル・ソファ	紙・書籍類
電話・FAX	応接セット	遊戯具
扇風機	座椅子・クッション	プリンター・コピー機
空気清浄機	カラーボックス	楽器類
ビデオデッキ・各種レコーダー	衣装箱	食器・調理器具類
ラジカセ・CD・DVDプレイヤー	鏡・鏡台	調理台・レンジ台
各種ゲーム機	電話台	米びつ
加湿器・除湿器	テレビ台	自転車・車椅子
炊飯器	洗面化粧台	一輪車・三輪車
電子レンジ	棚(本・戸・食器)	芝刈り機
食器洗乾燥機	ロッカー	ミシン
オーブントースター	タンス	卓上ガスコンロ
ホットプレート	カーテン	鉢・プランター
浄水器	カーペット・じゅうたん	スーツケース
ポット	ついたて	健康器具・マッサージ機
ストーブ・ファンヒーター	アイロン台	傘
ガス湯沸器	下駄箱	ベビーカー・チャイルドシート
ガス台	ベッド	脚立・梯子
電気こたつ	布団・毛布・座布団	ゴルフ用具・スキー用具
掃除機	マットレス	スポーツ・アウトドア用品
ズボンプレス	傘立て・玄関マット	水槽・ペット用ケージ
アイロン 等	キャスターハンガー 等	物干し竿・物干し台 等

※作り付けの家具は、解体・リフォーム工事の対象物になります。

※家電製品類は市町村によっては小型家電リサイクル対象品目に含まれている場合があります。

家電リサイクル法対象品目

テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	エアコン(室内機・室外機・ウィンドタイプ)
冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・ワイン庫・冷温庫	洗濯機・衣類乾燥機

- 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法に基づき処理いたしますので、リサイクル券が必要になります。
- リサイクル料金その他、別途収集運搬料金も必要になります。
- 一部対象にならないものもありますので、具体的な処理方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイトをご確認ください。



<http://www.kaiketsukr.com/>

小型家電リサイクル法対象品目

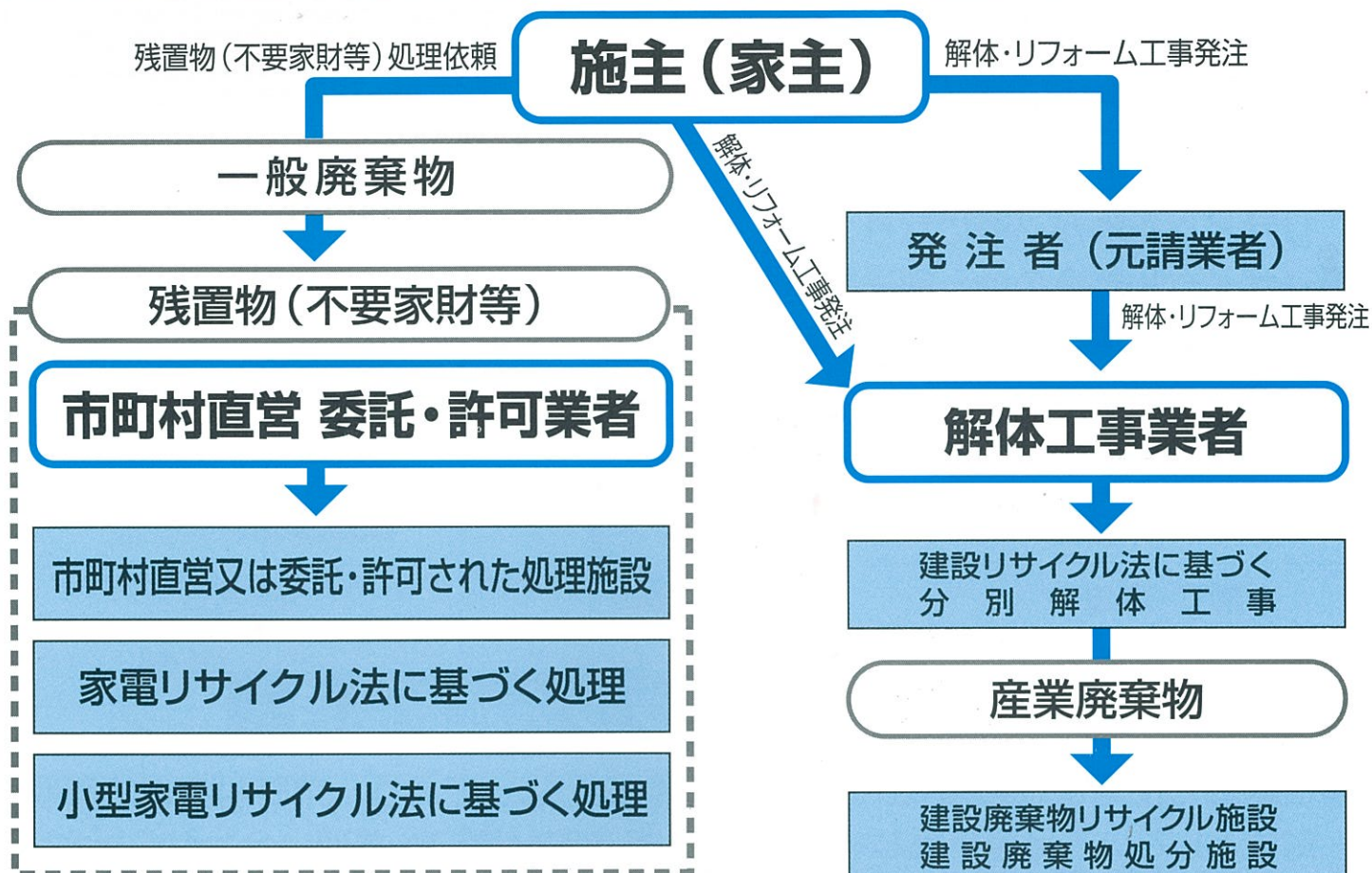
- ご家庭で使用される幅広い家電製品が対象となっており、市町村ごとに回収対象としている品目が異なりますので、各市町村窓口へお問い合わせください。
- パソコンについては、各市町村窓口又は一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください(TEL: 03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>)

適正処理のための留意点

- ※1 残置物(不要家財等)や家電リサイクル法対象廃棄物等の処理方法は、市町村によって取り扱いが異なる場合があります。具体的には、岐阜県清掃事業協同組合窓口(裏面記載)へ事前にご相談ください。
- ※2 市町村の一般廃棄物処理業の許可や委託を受けていない解体業者に、解体作業とともに残置物(不要家財等)の処理を依頼することは、法律によって禁止されています。
- ※3 市町村の一般廃棄物処理業の許可や委託を受けていない不用品回収業者などが残置物(不要家財等)の処理を行うことは法律により固く禁じられています。
- ※4 家庭から出る残置物(不要家財等)は「産業廃棄物処理業許可」「解体工事業許可」「古物商許可」では処理することはできません。
- ※5 許可の無い業者に依頼し、不法投棄などの不適正処理がされた場合、ごみ処理を依頼した施主の方も罰せられる可能性があります。

残置物(不要家財等)処分から分別解体・リフォーム工事実施への流れ

残置物(不要家財等)は解体・リフォーム工事着手前に必ず処理しなければなりません。
解体・リフォーム工事に着手する一週間前に、一般廃棄物処理業者へのご連絡をお願いします。
時期によっては、処理するまでに時間を要する場合がありますのでご注意ください。



し尿くみ取り・浄化槽のことは事前に
お住まいの市町村にお問い合わせください。

残置物(不要家財等)処理及び家屋解体工事のご相談は、下記にご連絡ください。

残置物(不要家財等)
処理のことは

岐阜県清掃事業協同組合へ
TEL.058-276-8456

家屋解体工事
のことは

岐阜県土木建築解体事業協同組合へ
TEL.058-274-3315

私達は、廃棄物の適正処理推進に協力して取り組んでいます。